

委員会および各部会の状況（提言とりまとめ以降）

- ・ 提言とりまとめ以降の委員会、部会等の開催状況を記しています。

（1）提言とりまとめ以降の状況

- 1/17：第16回委員会 提言とりまとめ
- 1/18：提言説明会
- 1/24：運営会議
- 1/24：第17回委員会（拡大委員会）：河川管理者より「淀川水系河川整備計画に向けての説明資料（第1稿）」の説明と意見交換および原案審議の進め方について意見交換。テーマ別部会の設立決定。
- 1/29：第21回琵琶湖部会：「淀川水系河川整備計画に向けての説明資料（第1稿）」および一般意見聴取・反映に関する意見交換。
- 2/1：全部会専任委員が委員会委員として追加される。
- 2/6：運営会議
- 2/20：運営会議
- 2/24：第18回委員会：「淀川水系河川整備計画に向けての説明資料（第1稿）」に関する質疑応答と意見交換。原案審議の進め方についての意見交換など。
- 2/24：第1回住民参加部会：説明資料に関する意見交換、住民参加の提言に関する意見交換
- 3/8：第1回治水部会：説明資料に関する質問への河川管理者からの回答と意見交換
- 3/8：第1回利水部会：〃
- 3/8：第1回環境・利用部会：〃
- 3/10：運営会議
- *3/27：第2回利水部会：説明資料に関する意見交換
- 3/27：第2回治水部会：〃
- 3/27：第2回住民参加部会：説明資料に関する意見交換、住民参加の提言に関する意見交換
- 3/27：第2回環境・利用部会：前半、自然環境、水質、利用の3つの検討班に分かれて説明資料に関する意見交換を行い、後半、全体で各検討班の議論内容の報告、意見交換を行った。
- 3/27：第19回委員会：テーマ別部会長より各部会での議論内容の報告、説明資料に関する意見交換
- *4/10：第3回治水部会：説明資料について河川管理者からの説明および意見交換
- *4/10：第3回環境・利用部会：説明資料に関する意見交換（検討班別）
- *4/11：第3回住民参加部会：説明資料に関する意見交換、住民参加の提言に関する意見交換
- 4/14：第4回治水部会：説明資料について河川管理者からの説明および意見交換
- 4/14：第3回利水部会：説明資料について河川管理者からの説明および意見交換
- 4/17：第4回環境・利用部会：説明資料に関する意見交換（全体）

（*は3頁以降の「結果報告」あるいは「結果概要」を参照下さい）

(2) テーマ別部会の設立について

第 18 回委員会 (1/24) においてテーマ別部会の設立が了承され、それを受けて第 19 回運営会議 (2/6) にて、4つのテーマ別部会「環境・利用部会」「治水部会」「利水部会」「住民参加部会」を設置することとなった。

メンバー構成については第 19 回委員会 (2/24) にて決定された。

(3) 今後の予定

<委員会>

4/21 : 第 20 回委員会

5/16 : 第 21 回委員会

6/27 : 第 22 回委員会

7/15 : 第 23 回委員会

<部会>

—

委員会・テーマ別部会 結果概要、結果報告

< 環境・利用部会 >

* 第3回部会 (2003. 4. 10 開催) 結果報告 4

< 治水部会 >

* 第3回部会 (2003. 4. 10 開催) 結果報告 6

< 利水部会 >

第2回部会 (2003. 3. 27 開催) 結果概要 (暫定版) 7

< 住民参加部会 >

* 第3回部会 (2003. 4. 11 開催) 結果報告 11

注：*印のものは、結果概要作成中につき結果報告となっています。

第3回環境・利用部会（2003.4.10開催）結果報告

2003.4.16 庶務発信

開催日時：2003年4月10日（木） 13：30～16：35

場 所：大津プリンスホテル 2階 コンベンションホール 淡海7・8（全体会議・水質班）
／淡海9（利用班）／淡海10（自然環境班）

参加者数：委員20名、他部会委員3名、河川管理者22名、一般傍聴者157名

1 決定事項

第4回部会（4/17）は全体会議とし、各検討班リーダーから報告頂く内容や検討班間で相互に関連する問題等について議論する。

2 審議の概要

①今後の進め方について（全体会議）

部長より説明があり、部会全体での今後の進め方等について確認された。

○部長からの説明内容

各検討班で個々の具体策についても審議に入る。今後のスケジュールとして、次回部会（4/17）は全体会議とし、検討班間で相互に関連する問題等につき議論する。第20回委員会（4/21）では状況報告にとどめ、方向性提示をめざす。その後2回程度部会を開催し、第20回委員会にて提示される予定のダムに関する資料内容も踏まえて最終報告をとりまとめる。

②淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）に関する意見交換（検討班別）

自然環境、水質、利用の3つの検討班に分かれて資料2-2「論点に関する前回部会（3/27）での主な意見・やりとり内容」等をもとに委員間や河川管理者との意見交換が行われた。各班の審議の内容は以下の通り。

○自然環境班

- ・川が川をつくる理念について：「ダイナミックに変動する河川を許容する十分な河川空間の必要性」「『川が川をつくっている』地区の保存の重要性」「最後の仕上げを川に任せる整備方法」「川が川をつくる、という理念を実現する技術開発としての森林保全」「普通種保全のための改善策が必要」「多自然型川づくりの反省」「ダムの放流による流況変動で川のダイナミクスを取り戻せないか」
- ・提言が目標としている「1960年代前半」とは？：「人間や生物が許容できる範囲内で、ダイナミックに変化する川」「モニタリングとフィードバックによる順応的な対応」「モニタリングの技術開発と効果検証」
- ・具体的な整備内容について：「住民参加など仕組みが計画内容に反映されていないのではないか」「十分なモニタリングのためのスケジュールを明示すべき」

○水質班

- ・新たな水質管理・監視について：「施設整備から河川管理へ転換の可能性について」「河川管理者のリーダーシップによる水質マネジメントの実施」「モニタリングの実施と展開および人材育成の必要性」「浄化対策とそのB/C」「水供給と水の質」「水質調査の現状」
- ・水質改善のためのシステムづくり：「水質の統合管理システム構築」「他の主体との連携、琵琶湖

琵琶湖・淀川流域水質管理協議会（仮称）の機能」「住民の水質に対するオーナーシップ意識の醸成」

- ・水質目標の設定について：「水質を幅広く捉えるべき」「河川で保持すべき独自の水質目標の設定」

その他、環境のためのコスト負担等について河川管理者と意見交換が行われた。

○利用班

- ・説明資料（第 1 稿）の舟運に関する部分について河川管理者より説明が行われ、委員と河川管理者との間で意見交換が行われた。
- ・河川環境の保全と両立した河川利用のあり方について、「高水敷の利用（自治体や住民との連携、調整、河川利用のあり方、河川利用委員会）」、「漁業」、「水域利用」、「水陸移行帯（名称、合意形成等）」、「堤外民地・不法占拠」等の論点について委員と河川管理者との間で意見交換が行われた。

③一般傍聴者からの意見聴取（検討班別）

- ・自然環境班：なし
- ・水 質 班：一般傍聴者 1 名より「水質調査における DO と深さの重要性」「水質協議会等への要望」に関して発言があった。
- ・利 用 班：一般傍聴者 1 名より「高水敷のグランド利用の現状」「河道内にある樹木の伐採の方針」「河川利用委員会の実態」に関して発言があった。

以上

※このお知らせは委員の皆様にご会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」、詳細については「議事録」を参照下さい。

第3回治水部会（2003.4.10開催）結果報告

2003.4.15 庶務発信

開催日時：2003年4月10日（木） 9：30～12：20

場 所：大津プリンスホテル 2階 コンベンションホール 淡海 9

参加者数：委員 11名、他部会委員 1名、河川管理者 22名、一般傍聴者 63名

1 決定事項：特になし

2 審議の概要

①委員会、他部会の状況報告

資料1「委員会および各部会の状況（提言とりまとめ以降）」をもとに、第19回委員会（3/27）の報告などが行われた。

②淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）に関する意見交換

河川管理者より、資料2-3「淀川水系河川整備計画説明資料（第1稿）における治水・防災の説明資料」を用いて、提言の新たな理念をどのように評価して、具体的な整備内容に反映したのかを中心に説明が行われた。その後、休憩を挟んで、委員から河川管理者に対して質問が出され、河川管理者との間で主に以下の項目について意見交換が行われた。

○堤防強化の考え方

- ・全ての区間がスーパー堤防となることが本当に良いのか（恒久的＝スーパー堤防、応急的＝既存堤防強化という考え方はおかしいのでは）
- ・「スーパー堤防が無理なところは全て応急的堤防強化で対策していく」ことは、「堤防には頼らない治水を進める」としている提言の理念と矛盾しているのでは
- ・既存堤防の強化として具体的な内容、新しい技術開発に向けた予定
- ・堤防強化の緊急対策区間の決め方と強化策（堤防の現状をきちんと把握し、それに基づいて合理的な方策を進めるべきでは）
- ・緊急対策区間の決定について住民の関わり

○被害ポテンシャル低減対策方策協議会のイメージ

○情報提供、伝達方法

- ・夜間の情報提供（夜間と昼間の場合では考えておく情報伝達の方法が異なるのでは）
- ・緊急対策区間周辺とその他の地域では情報提供やシステム整備も変わってくるのでは

○狭窄部（「当面開削しないが既往最大規模の降雨の被害の解消を図る」は非常に難しいのでは。方策として挙げられている既存ダムの「治水機能強化」の意味）

※次回部会の内容等について部会長から下記説明があった。

- ・本日の質問で回答を次に回したもの（樹林帯を残すなど環境を考慮した際の堤防の考え方、琵琶湖沿岸の浸水被害軽減策としての瀬田川流下能力向上、天ヶ瀬ダム放流能力向上、塔の島地区等の宇治川改修等）への回答を河川管理者から頂く。
- ・治水におけるダムの役割について河川管理者から説明頂き、意見交換を行う。

②一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者1名から「ダム建設については、費用負担の実状等も一般に情報公開すべき」「地域の協議会では新旧両方の住民意見の反映を考慮してほしい」等の意見が出された。

※このお知らせは委員の皆様にご報告の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」、詳細については「議事録」を参照下さい。

第2回 利水部会（2003.3.27開催）結果概要（暫定版）

03.4.14 庶務作成

開催日時：2003年3月27日（木） 9：30～11：30

場 所：国立京都国際会館 2階 RoomB-1

参加者数：委員9名、他部会委員1名、河川管理者16名、一般傍聴者53名

1 決定事項

- ・第3回利水部会を4月8日（火）10:00～13:00に、第4回利水部会を4月14日（月）13:30～16:30に開催する。

2 審議の概要

①河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）に関する意見交換

部会長より、資料2-1「説明資料（第1稿）検討の論点について」について説明があり、「説明資料（第1稿）」の利水の部分に関して委員から既に提出されていた論点と合わせて、水需要管理の実現にむけて、幅広く意見交換が行われた。主な意見は、「3 主な意見」を参照

②一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者1名より、「現在、構想されている臨海工業用水道と大阪府営工業用水道の水利権の大阪府営水道へ転用が進めば、大阪府が丹生ダム等による水資源開発に参画する必要性がなくなる。また、阪神水道についても然りである」との発言があった。

3 主な意見

①河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）に関する意見交換

○部会長からの説明

池淵部会長から資料2-1の16,17ページをもとに水需要管理の具体化について、論点について説明が行われた。

○主な意見

<議論の進め方、利水部会の論点について>

- ・「水需要管理」の意味するものは、具体的に議論を進めることによって見えてくる。河川管理者からの説明資料（第1稿）についてポイントを決めて議論していけばよい。ポイントは、工事中・計画中のダムに予定されている新規開発水量の妥当性の検証、水資源開発基本計画（フルプラン）を委員会としてどう扱っていくかだと思う。
- ・提言の内容について議論するのではなく、河川管理者が出してきた河川整備計画原案が提言の内容に沿っているかどうかを検討すべきである。水需要管理の意味の捉え方については、委員間ではなく、委員と河川管理者で議論すべきだ。
- ・「ここまで書いてほしい。なぜ書けないのか」という議論を今後していくことが重要だと思う。その時に、データを全て挙げて議論するのは困難だと思う。一番重要なのは、部会

としての判断、考え方を出すことではないか。

- ・ 需要管理のスタートとして、まず需要構造の把握から始めるべき。過去のデータをもとに需要と供給のバランスや水利権量と実際の需要量の関係を、慣行水利権を許可水利権に切り替えるための仕組みづくり、同じデータをもとに議論しても意見が分かれるダムの是非について委員会としてどう捉えるのか等を検討すべき。
- ・ 具体的なデータに基づいて議論すべき。水需要の実態や地域格差などが把握できる。また、開発された水資源が有効に機能しているか、実態との乖離を把握した上で水利権の見直すべきではないか。そうすれば環境流量についても何か言えるようになるのでは。

<水需要管理の捉え方について>

- ・ 提言では、「水需要管理」は、新しい理念であり、実現できるかどうかではなく、「やらねばならない」と提言したのである。琵琶湖・淀川流域において水利用のシステム全体を根本的に見直し、その上で、上水や下水の受益者負担なども含めて流域のシステム全体を新たに構築するという方向で議論していくべきである。

<水需要の抑制策>

- ・ 水需要管理を進めるには、水利権の枠内であっても水の使用に対する負担を利水者に求めるような仕組みが必要である。フランスでは流域の中で、水の使用や汚水の排出に対する負担を課して、対策を進めている。このような新たな枠組みにより、水需要管理は実現できるため、このようなことが現在の法律のもとで実現可能かを検討すべきである。
- ・ 料金体系を見直し、一定水量使用したら急に料金が高くなるような、水使用に抑制が働く制度を考えていくべき。
 - 淀川の水道は十分な水利権を持っているため、節水のための制度を水道業者に作らせるのは不可能である。やはり、河川管理者が、水の取水量に応じて費用を求める必要がある。そうすれば、節水方向に向かう料金制度の導入も可能となるだろう。その点で、水需要管理において河川管理者が新しい扉を開く鍵を持っていると思う。
 - 工業用水に関しては、利水占有料というデータを都道府県がとっている。また、水道料金については、現在でも逓増料金制をとっている。(河川管理者)
- ・ 水道料金となると他省庁の管轄になるが、そこまで踏み込むのかどうかの問題である。

<水需要管理の目標>

- ・ 水需要管理の目標について、提言を受けて考えた場合には「現在の状況よりははるかに下げべき」である。
- ・ 淀川水系において、「今以上の水供給を増やせない」というスタンスでは甘すぎる。「現在の取水量はあまりに多すぎる」というくらいが、提言の立場からすると妥当ではないか。利水部会ではそこをはっきり決めて頂きたい。
- ・ 水需要管理の目標として、需要をどこまで抑制するのか議論する必要がある。“福岡並に減らす”のか“今以上増やさないのか”“これ以上新規のダムは造らない”等。そのような目標を委員会で決めるのか、説明資料にある水需要管理協議会で決めるのか、など決め方についても検討する必要がある。

<水需要管理の精査・確認>

- ・ 河川管理者にお尋ねしたい。水需要の精査・確認の進展状況はどのようなのか。また、精査確認された際、これまで流域委員会に対してNPOなどが独自に調査された結果を出されているが、そのような意見に対して精査の結果を踏まえて反論をされるのか。
 - 答えになるかどうかかわからないが、水利用に関する我々の考え方の基本として、まずは、需要をなるべく押さえることであり、次に既存施設の有効利用がある。具体的な整備内容シートには、(1) 水需要の精査・確認、(2) 水利権の見直しと用途間転用を記載している。水需要を抑制することは、需要の精査・確認であり、平常時からの節水である。水需要の精査・確認には、川に関わる部分とそうでない部分の2つの意味がある。河川管理者としては、川に関わる部分、つまり川からの取水量を減らすという意味における一義的な水需要の精査・確認なら4月中をめどに提出できるものと考えている。既存の施設の有効利用とは、水需要に関わりなく川から取水した水を有効活用するという意味である。用途間転用については、まず工業用水の精査・確認を進める。ただ、工業用水についても水利権者との調整が必要である。
 - 水需要の精査・確認について、考えていたイメージとは異なる。以前、阪神水道企業団に水需要の予測の出し方について説明を受けたが、算出方法に不信を感じた。そのような利水者が行った需要予測を国土交通省が独自に精査・確認を行ってくるものと思っていた。
 - その意味の精査・確認もありえるが、河川管理者としての権限を逸脱してしまう部分があり、行うには障壁がある。水利権を付与する段階では河川管理者として可能であるが、水道法に基づき議会の承認も得た水道計画に対して、流域委員会も含めて疑問を投げかけるなどの状況を醸成することは可能であるが、拒否する権限はない。ご指摘の点を全く行わないというのではないが、障壁があり苦悩している。(河川管理者)
 - 整備内容説明シートには、「水利権量と実水需要流量に乖離が生じている」とはっきり書かれている。精査・確認とは、その乖離を解明することだ。いまのような姿勢だと解明できないのではないか。欧州では、利水者や自治体、住民等の長い葛藤の結果、合理的なシステムとして定着したリバーオーソリティというシステムにより川や水の管理を行っているが、日本の河川管理者にもそうなってもらいたい。姿勢を見せてほしい。
 - 水利権量と実水量に乖離が生じていることの、まさにその具体例として工業用水道の話を出した。まずはここをメインに取り組んでいきたい。(河川管理者)
 - 河川管理者は淀川の水利権許可を下す許可権者なのであり、大きな権利を持っている以上、我々は透明性、説明性を求めたい。やりにくいのなら、はっきりそう言ってほしい。
 - 水利権審査については、委員会で議論されていることを踏まえて、しっかりやっていきたいと思っている。(河川管理者)
- ・ 問題は水需要の精査確認を行った結果、どういう風にするのかに関して、今でもやれることを整備計画に書くのか、書かないのか、また、このような問題はしばらく議論に時間がかかるが、自分たちはこういう風にやるのか、といった点について議論ができるようにしてほしい。
- ・ 今、淀川流域で求められているのは、これまでの人間だけの都合による水利用を反省する

ことである。琵琶湖淀川水系全体としての人間も含めた持続的な利用の仕組みとはどうあるべきかを明らかにすることが、水需要の精査の内容ではないか。持続可能な環境流量の枠内で、どれだけ水が取れるか、その量と実需用がどれだけあっているか、等を考えることが重要である。

<環境流量について>

- ・ 環境流量についても、これだけ環境用水として必要だから、今使っている分からこれだけ減らす、という話ができるのでは。環境・利用部会から、この場所でこれだけ環境容量が不足しているといった点が上がってくれば議論ができるので、そういった連携も考えてはどうか。
- ・ 「環境用水がいくら不足している」など、委員の方でも、どのくらい取水量を減らすのか目標をしっかりと議論しておかねばならない。

<その他>

- ・ 水需要管理について河川管理者は、できない問題についてもどういう方向で考えるかを必ず計画に記してほしい。
- ・ 河川管理者から、本日、具体的な整備内容シートを頂いているが、これをもとに検討するのはどうか。

<まとめ>

- ・ 本日の議論をまとめると、水需要管理のスタンスの問題として、河川からの取水量を減らすという捉え方と、河川に必要な水量として環境流量を考えるとこの2つがある。また、水需要の管理主体の問題もある。水需要の精査・確認については、水収支、水の使われ方、流れ方など、を把握する必要がある。河川管理者には、早くデータを提出していただきたい。(部会長)

②一般傍聴者からの意見聴取

傍聴者1名から、発言があった。

- ・ 現在、構想が進んでいる臨海工業用水道と大阪府営工業用水道の水利権が大阪府営水道へ転用されれば、大阪府が丹生ダム余野川ダムに参画する必要性がなくなる。また、阪神水道についても、尼崎市営工業用水道が施設を閉鎖して余ることになった水利権を転用することで、丹生ダム、余野川ダムへ参画する意味がなくなることになる。

以上

※説明および発言内容は、随時変更する可能性があります。議事内容の詳細については、「議事録」をご覧ください。最新の結果概要および議事録はホームページに掲載しております。

開催日時：2003年4月11日（金） 14:00～17:00

場 所：カラスマプラザ 21 8階 大・中ホール

参加者数：委員 12名、河川管理者 17名、一般傍聴者 40名

1 決定事項

- ・ 第4回住民参加部会を、4月18日（金）14:00～17:00に大津市のピアザ淡海にて開催する。
- ・ 各委員は、4月15日（火）の午前中までに、i) 説明資料（第1稿）と、ii) 「一般意見の聴取・反映方法について（案）」（資料3）についての意見を庶務に提出する。また、ii) に記載する「関係住民」の範囲（国民全体を含めるか否か）についての意見を早めに庶務に提出する。
- ・ 各委員から寄せられた意見を作業部会メンバーが検討し、「一般意見の聴取・反映方法について（案）」の修正版を次回部会に提出する。

2 審議の概要

①委員会、他部会の状況報告

資料1「委員会および各部会の状況（提言とりまとめ以降）」をもとに委員会や他部会の状況等について説明が行われた。

②住民意見の聴取・反映に関する提言についての意見交換

住民参加部会作業部会の川上リーダーより、資料3「河川管理者に対する河川整備計画策定時における一般意見の聴取反映方法について（案）」をもとに、作業部会によるとりまとめ案について説明があり、その後、意見交換が行われた。

<主な話題>

- ・ 現行法で定められた範囲内で提言を行うのか、これまでにない新しい視点を含めたものとするのか、提言のスタンスについて。
- ・ サイレントマジョリティの捉え方について
- ・ 公聴会、対話集会、ワークショップ等の位置付けについて
- ・ ファシリテータや第三者機関の意義と役割、人物像について

③淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）に関する意見交換

資料2-1「説明資料（第1稿）検討の論点について」をもとに説明が行われ、その後、説明資料（第1稿）や整備内容シートに関して、考え方や視点に追加すべき事項、協議会や委員会等における住民参加のあり方など整備内容についての意見交換が行われた。

⑤ 一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者からの発言はなかった。

以上

※このお知らせは委員の皆様にご会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」、詳細については「議事録」を参照下さい。